

監査委員公表

地方自治法第199条第4項の規定により，令和2年11月に定期監査を執行したので，同条第9項の規定により，その結果を，次のとおり公表する。

令和2年12月14日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

前 田 勝 男

海 監 査 第 4 3 号
令和 2 年 1 2 月 9 日

海 田 町 長 様
海田町教育委員会教育長 様

海田町監査委員

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年11月に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、速やかにその旨を監査委員に通知してください。この通知を受けた場合は、講じた措置の内容を公表します。

定期監査報告書

第1 準拠基準

海田町監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象及び対象期間

(1) 監査の対象 教育委員会

(2) 対象期間 令和2年度（ただし、必要に応じて令和元年度以前を含む。）

第4 監査の着眼点及び実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 海田町役場委員会室

(2) 日 程 令和2年11月10日・12日

第6 監査の結果

教育委員会における財務事務については、おおむね適正と認められた。

なお、指摘すべき事項等（以下「指摘事項等」という。）があったため、以下に記載する。指摘事項等については、関係法令等を再度確認し、適切な措置を講じられたい。

監査対象部署	教育委員会
所管課等	【指摘事項等】
学校教育課	単価契約を締結している物品について、購入の度に業者に履行届を提出させているが、単価契約を締結していることから、履行届を提出させなくても、支出負担行為の起票で可能と思われるので、研究されたい。
	学校教育課及び小・中学校の予算について、新型コロナウイルス感染症の影響で学校の休業や行事の中止により執行率の低い費目が見受けられた。不用額が生じることはやむを得ないが、必要とするものについては計画的に執行されたい。

	予定価格 20 万円以下の契約の締結については、学校長等に事務委任しているところであるが、複数の学校で購入する物品で 20 万円以下のものでも学校教育課で契約に関する事務を処理している事例が見受けられた。各学校長から学校教育課に依頼があったこと、また、一括購入することで経費の節減につながることにについては理解できるが、迅速に事務処理を行うという委任の趣旨を踏まえた運用をされたい。
生涯学習課	学校の屋外運動場及び屋内運動場の開放について、従来は警備員が配置されていたため、使用開始と終了時間の確認ができていたが、学校の警備が機械警備に変更されたことから、これらの時間の確認がなされていないとのことであった。生涯学習課として時間の確認は必要と思われるので、確認方法について検討されたい。
	スポーツ推進委員は、スポーツの実技指導、スポーツ活動促進のための組織の育成を図ること及びスポーツの行事又は事業に関し協力すること等が職務であるが、近年は、スポーツ行事又は事業への協力が主たる活動となっているように見受けられるので、活動内容の充実について検討されたい。
	海田町民文化振興会と音楽祭実行委員会のメンバーがほとんど同一とのことなので、音楽祭を文化振興会の主催事業として文化振興会の補助金に一本化することについて検討されたい。
	ふるさと館の土地面積について、実測と公簿とで数量に大きな差が生じているにもかかわらず、公簿面積の更正を行っていない。このような事例は他の公有財産にも見受けられたので、全体的にどのように整理するか検討されたい。
	海田東公民館のプロパン庫破損事故について、生涯学習課長までの報告となっていたが、事案を考慮すると教育長まで報告しておくべきであった。また、財務規則には、財産が損傷した場合は、事故の発生日時、原因、内容及び被害の状況等を直ちに財政課長及び企画部長に報告するよう規定されているにもかかわらず、報告されていなかった。このような事例が再発しないよう留意されたい。

	海田東公民館の職員配置について、前年度までは館長，一般職及び臨時職員をそれぞれ１名ずつ配置していたが，今年度からは新任の館長１名及び会計年度任用職員２名を配置している。会計年度任用職員はあくまでも事務の補佐であり，講座の企画等の主たる業務は館長が処理することとなるため，その負担は大きいと思われる。また，公民館は社会教育の核となる施設であり，その果たす役割は多岐にわたることから，体制の強化が必要と思われるので，来年度は一般職の配置を検討されたい。
	海田町公民館管理運営規則には，公民館に備え付けるべき表簿として公民館沿革誌，公民館日誌，備品台帳等が規定されているが，公民館沿革誌及び公民館日誌は見当たらないとのことであった。公民館日誌については，先日から，職員の情報共有のため作成しているとのことでしたとするが，公民館沿革誌については永久保存と規定されていることから，経緯を調査するとともに，対応策について検討されたい。また，備え付けるべき表簿を規則に規定することの是非についても併せて検討されたい。